

令和 7 年第 3 回（9 月）四街道市議会定例会提出議案（案）

議案番号	案件名等								
議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて （令和 7 年度四街道市一般会計補正予算（専決第 1 号））								
	【提案理由】 令和 7 年度四街道市一般会計補正予算（専決第 1 号）について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により提案するもの。								
	【概 要】	<table><tr><td>補正前予算総額</td><td>補正額</td><td>補正後予算総額</td></tr><tr><td>36,560,602 千円</td><td>199,898 千円</td><td>36,760,500 千円</td></tr></table>	補正前予算総額	補正額	補正後予算総額	36,560,602 千円	199,898 千円	36,760,500 千円	
	補正前予算総額	補正額	補正後予算総額						
36,560,602 千円	199,898 千円	36,760,500 千円							
【担 当 課】 経営企画部 財政課									
議案第 2 号	四街道市手話言語条例の制定について								
	【提案理由】 聴覚障がい者の円滑な社会参加を促進するため、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する必要な事項を定めるため提案するもの。								
	【概 要】 手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、手話に対する理解の促進に係る施策の推進について定めるもの。								
	【施行期日】 令和 7 年 10 月 1 日 【担 当 課】 福祉サービス部 障がい者支援課								
議案第 3 号	四街道市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について								
	【提案理由】 児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する必要な事項を定めるため提案するもの。								
	【概 要】 乳児等通園支援事業の新設に伴い、国から「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」が示されたことから、同基準の内容を踏まえた条例を定めるもの。								
	【施行期日】 公布の日 【担 当 課】 健康こども部 保育課								
議案第 4 号	四街道市議会議員及び四街道市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について								
	【提案理由】 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため提案するもの。 【概 要】 衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラの作成等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに伴い、四街道市議会議員及び四街道市								

	長の選挙における選挙運動に係る公費負担の限度額を国の単価に合わせるもの。 【施行期日】 公布の日 【担 当 課】 選挙管理委員会事務局
議案第 5 号	四街道市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 【提案理由】 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため提案するもの。 【概 要】 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、未就学の子を養育する職員を対象とした部分休業の拡充等を行うもの。 【施行期日】 令和 7 年 1 0 月 1 日（一部を除く。） 【担 当 課】 総務部 人事課
議案第 6 号	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定について 【提案理由】 地方公共団体の基幹業務システムの標準化により固定資産及び法人に関する新たな証明書が追加されることに伴い、所要の規定の整備を行うため提案するもの。 【概 要】 固定資産及び法人に関する新たな証明書の発行が開始されることに伴い、手数料の種類及び単位について改正を行うもの。 【施行期日】 令和 7 年 1 1 月 2 5 日 【担 当 課】 総務部 課税課
議案第 7 号	四街道市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 【提案理由】 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、本条例の引用条項を改正する必要性が生じたため提案するもの。 【概 要】 引用条項に条ずれが生じたことから、所要の改正を行うもの。 【施行期日】 公布の日 【担 当 課】 都市部 都市計画課
議案第 8 号	佐倉市道路線の認定の承諾について 【提案理由】 佐倉市長が本市の区域を佐倉市道路線として認定することについて承諾するため、道路法第 8 条第 4 項の規定により提案するもの。 【概 要】 認定承諾路線数： 3 本市区域延長： 4 9 . 5 8 メートル 【担 当 課】 都市部 土木課

議案第 9 号	財産の取得について 【提案理由】 学校情報機器維持管理事業における、各小中学校の児童生徒用 1 人 1 台端末を更新するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により提案するもの。 【概要】 市内小中学校の児童生徒に配付している 1 人 1 台端末について、購入から 5 年が経過するため更新を行うもの。 【納入期限】 令和 8 年 2 月 1 3 日 【担当課】 教育部 指導課								
議案第 10 号	四街道市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について 【提案理由】 四街道市の特定の事務を取り扱う郵便局を指定するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第 3 条第 3 項の規定により提案するもの。 【概要】 市民の利便性の向上を図ることを目的として、市内 3 か所の郵便局に個人番号カードに関する事務を委託するもの。 【指定期間】 令和 8 年 2 月 4 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで (意思表示がないときは 1 年間延長し、以後同様とする。) 【担当課】 総務部 窓口サービス課								
議案第 11 号	令和 7 年度四街道市一般会計補正予算（第 4 号） 【提案理由】 令和 7 年度四街道市一般会計予算について補正する必要があるため、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により提案するもの。 <table><tr><td>【概要】</td><td><table><tr><td>補正前予算総額</td><td>補正額</td><td>補正後予算総額</td></tr><tr><td>36, 760, 500 千円</td><td>596, 444 千円</td><td>37, 356, 944 千円</td></tr></table></td></tr></table> 継続費については、庁舎等整備事業（庁舎整備工事監理等業務委託）の総額、年度及び年割額を変更するもの。 債務負担行為については、議会だよりよっかいどう印刷製本ほか 5 4 件を追加するもの。 地方債については、全国瞬時警報システム機器更新事業ほか 1 件を追加し、庁舎等整備事業の限度額を変更するもの。 【担当課】 経営企画部 財政課	【概要】	<table><tr><td>補正前予算総額</td><td>補正額</td><td>補正後予算総額</td></tr><tr><td>36, 760, 500 千円</td><td>596, 444 千円</td><td>37, 356, 944 千円</td></tr></table>	補正前予算総額	補正額	補正後予算総額	36, 760, 500 千円	596, 444 千円	37, 356, 944 千円
【概要】	<table><tr><td>補正前予算総額</td><td>補正額</td><td>補正後予算総額</td></tr><tr><td>36, 760, 500 千円</td><td>596, 444 千円</td><td>37, 356, 944 千円</td></tr></table>	補正前予算総額	補正額	補正後予算総額	36, 760, 500 千円	596, 444 千円	37, 356, 944 千円		
補正前予算総額	補正額	補正後予算総額							
36, 760, 500 千円	596, 444 千円	37, 356, 944 千円							
議案第 12 号	令和 7 年度四街道市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） 【提案理由】 令和 7 年度四街道市国民健康保険特別会計予算について補正する必要があるため、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により提案するもの。 <table><tr><td>【概要】</td><td><table><tr><td>補正前予算総額</td><td>補正額</td><td>補正後予算総額</td></tr><tr><td>8, 307, 100 千円</td><td>0 千円</td><td>8, 307, 100 千円</td></tr></table></td></tr></table> 千葉県から交付される保険給付費等交付金の令和 6 年度の	【概要】	<table><tr><td>補正前予算総額</td><td>補正額</td><td>補正後予算総額</td></tr><tr><td>8, 307, 100 千円</td><td>0 千円</td><td>8, 307, 100 千円</td></tr></table>	補正前予算総額	補正額	補正後予算総額	8, 307, 100 千円	0 千円	8, 307, 100 千円
【概要】	<table><tr><td>補正前予算総額</td><td>補正額</td><td>補正後予算総額</td></tr><tr><td>8, 307, 100 千円</td><td>0 千円</td><td>8, 307, 100 千円</td></tr></table>	補正前予算総額	補正額	補正後予算総額	8, 307, 100 千円	0 千円	8, 307, 100 千円		
補正前予算総額	補正額	補正後予算総額							
8, 307, 100 千円	0 千円	8, 307, 100 千円							

	精算のため、財源を整理するため補正するもの。 債務負担行為については、レセプト等点検業務委託ほか4件を設定するもの。 【担当課】健康こども部 国保年金課															
議案第 13 号	令和 7 年度四街道市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） 【提案理由】 令和 7 年度四街道市介護保険特別会計予算について補正する必要があるため、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により提案するもの。 <table><tr><td>【概要】</td><td>補正前予算総額</td><td>補正額</td><td>補正後予算総額</td></tr><tr><td></td><td>7, 394, 900 千円</td><td>320, 717 千円</td><td>7, 715, 617 千円</td></tr></table> 債務負担行為については、複合複写機保守管理委託を設定するもの。 【担当課】福祉サービス部 高齢者支援課	【概要】	補正前予算総額	補正額	補正後予算総額		7, 394, 900 千円	320, 717 千円	7, 715, 617 千円							
【概要】	補正前予算総額	補正額	補正後予算総額													
	7, 394, 900 千円	320, 717 千円	7, 715, 617 千円													
議案第 14 号	令和 7 年度四街道市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） 【提案理由】 令和 7 年度四街道市後期高齢者医療特別会計予算について補正する必要があるため、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により提案するもの。 <table><tr><td>【概要】</td><td>補正前予算総額</td><td>補正額</td><td>補正後予算総額</td></tr><tr><td></td><td>1, 923, 900 千円</td><td>1, 470 千円</td><td>1, 925, 370 千円</td></tr></table> 【担当課】健康こども部 国保年金課	【概要】	補正前予算総額	補正額	補正後予算総額		1, 923, 900 千円	1, 470 千円	1, 925, 370 千円							
【概要】	補正前予算総額	補正額	補正後予算総額													
	1, 923, 900 千円	1, 470 千円	1, 925, 370 千円													
議案第 15 号	令和 6 年度四街道市一般会計歳入歳出決算の認定について 【提案理由】 令和 6 年度四街道市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により提案するもの。 <table><tr><td>【概要】</td><td>歳入総額</td><td>41, 083, 215, 428 円</td></tr><tr><td></td><td>歳出総額</td><td>39, 038, 892, 949 円</td></tr><tr><td></td><td>歳入歳出差引額</td><td>2, 044, 322, 479 円</td></tr><tr><td></td><td>繰り越すべき財源</td><td>362, 292, 727 円</td></tr><tr><td></td><td>実質収支額</td><td>1, 682, 029, 752 円</td></tr></table> 【担当課】関係各課	【概要】	歳入総額	41, 083, 215, 428 円		歳出総額	39, 038, 892, 949 円		歳入歳出差引額	2, 044, 322, 479 円		繰り越すべき財源	362, 292, 727 円		実質収支額	1, 682, 029, 752 円
【概要】	歳入総額	41, 083, 215, 428 円														
	歳出総額	39, 038, 892, 949 円														
	歳入歳出差引額	2, 044, 322, 479 円														
	繰り越すべき財源	362, 292, 727 円														
	実質収支額	1, 682, 029, 752 円														
議案第 16 号	令和 6 年度四街道市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について 【提案理由】 令和 6 年度四街道市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により提案するもの。															

	【概要】 <table> <tr> <td>歳入総額</td><td>8,019,549,768 円</td></tr> <tr> <td>歳出総額</td><td>7,979,820,434 円</td></tr> <tr> <td>歳入歳出差引額</td><td>39,729,334 円</td></tr> <tr> <td>繰り越すべき財源</td><td>0 円</td></tr> <tr> <td>実質収支額</td><td>39,729,334 円</td></tr> <tr> <td>基金繰入額</td><td>32,276,061 円</td></tr> </table> 【担当課】健康こども部 国保年金課	歳入総額	8,019,549,768 円	歳出総額	7,979,820,434 円	歳入歳出差引額	39,729,334 円	繰り越すべき財源	0 円	実質収支額	39,729,334 円	基金繰入額	32,276,061 円
歳入総額	8,019,549,768 円												
歳出総額	7,979,820,434 円												
歳入歳出差引額	39,729,334 円												
繰り越すべき財源	0 円												
実質収支額	39,729,334 円												
基金繰入額	32,276,061 円												
議案第 17 号	令和 6 年度四街道市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について 【提案理由】 令和 6 年度四街道市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により提案するもの。 【概要】 <table> <tr> <td>歳入総額</td><td>7,842,594,387 円</td></tr> <tr> <td>歳出総額</td><td>7,522,892,682 円</td></tr> <tr> <td>歳入歳出差引額</td><td>319,701,705 円</td></tr> <tr> <td>繰り越すべき財源</td><td>0 円</td></tr> <tr> <td>実質収支額</td><td>319,701,705 円</td></tr> </table> 【担当課】福祉サービス部 高齢者支援課	歳入総額	7,842,594,387 円	歳出総額	7,522,892,682 円	歳入歳出差引額	319,701,705 円	繰り越すべき財源	0 円	実質収支額	319,701,705 円		
歳入総額	7,842,594,387 円												
歳出総額	7,522,892,682 円												
歳入歳出差引額	319,701,705 円												
繰り越すべき財源	0 円												
実質収支額	319,701,705 円												
議案第 18 号	令和 6 年度四街道市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について 【提案理由】 令和 6 年度四街道市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により提案するもの。 【概要】 <table> <tr> <td>歳入総額</td><td>1,863,216,558 円</td></tr> <tr> <td>歳出総額</td><td>1,857,849,005 円</td></tr> <tr> <td>歳入歳出差引額</td><td>5,367,553 円</td></tr> <tr> <td>繰り越すべき財源</td><td>0 円</td></tr> <tr> <td>実質収支額</td><td>5,367,553 円</td></tr> </table> 【担当課】健康こども部 国保年金課	歳入総額	1,863,216,558 円	歳出総額	1,857,849,005 円	歳入歳出差引額	5,367,553 円	繰り越すべき財源	0 円	実質収支額	5,367,553 円		
歳入総額	1,863,216,558 円												
歳出総額	1,857,849,005 円												
歳入歳出差引額	5,367,553 円												
繰り越すべき財源	0 円												
実質収支額	5,367,553 円												
議案第 19 号	令和 6 年度四街道市水道事業会計決算の認定について 【提案理由】 令和 6 年度四街道市水道事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により提案するもの。												

	【概要】	収益的収入決算額(税込)	1,787,467,019 円	
		収益的支出決算額 (〃)	1,847,147,058 円	
		当年度純損失額 (税抜)	146,218,795 円	
		資本的収入決算額(税込)	349,009,403 円	
		資本的支出決算額 (〃)	971,950,402 円	
		資本的収支不足額 (〃)	622,940,999 円	
	【担当課】上下水道部 経營業務課			
	議案第 20 号	令和 6 年度四街道市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について		
		【提案理由】 令和 6 年度四街道市下水道事業会計剰余金の処分及び決算について、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項及び第 3 0 条第 4 項の規定により提案するもの。		
【概要】		剰余金の処分については、令和 6 年度未処分利益剰余金 67,471,825 円を減債積立金へ積み立てるもの。		
		収益的収入決算額(税込)	2,200,797,994 円	
		収益的支出決算額 (〃)	2,113,024,602 円	
		当年度純利益額 (税抜)	67,471,825 円	
		資本的収入決算額(税込)	273,381,066 円	
資本的支出決算額 (〃)		593,316,615 円		
		資本的収支不足額 (〃)	319,935,549 円	
【担当課】上下水道部 経營業務課				